愛知県医師会

1. 標準的な妊婦健康診査の実施時期、実施回数及び内容　（平成26年度　委託単価表）（案）

（厚労省の素案と日産婦学会・日産婦医会のガイドラインに沿って作成）　（13.08.26）

回数	週数（約）	基本健診	超音波	初回血液検査	血算	血糖	GBS	HTLV-1抗体検査	性器クラミジア感染検査	子宮頸がん	健診料		厚労省の予算	助産所可
1	8週	4,530	5,300	11,310						3,400	24,540			
2	12週	5,050									5,050			○
3	16週	5,050									5,050	1～5回		○
4	20週	4,530	5,300								9,830	小計		
5	24週	5,050									5,050	49,520	50,000	○
6	26週	5,050									5,050			○
7	28週	5,050									5,050			○
8	30週	4,530	5,300		1,620	1,550		2,290	4,000		19,290			
9	32週	5,050									5,050			○
10	34週	5,050					~~3,300~~ 3,400				~~8,350~~ 8,450			
11	36週	5,050									5,050	6～14回		○
12	37週	4,530	5,300		1,620						11,450	小計		
13	38週	5,050									5,050	~~69,390~~		○
14	39週	5,050									5,050	69,490	68,000	○
											合計	~~118,910~~ 119,010	118,000	

基本的な妊婦健康診査（1回～14回）

・健康状態の把握
・子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査（蛋白・糖）、体重、身長（1回目のみ）の測定
・保健指導（食事指導、生活指導、保健・福祉サービスの支援）

初回血液検査（1回目のみ）

血液型（ABO、Rh）、末梢血液一般、血糖、梅毒トレポネーマ抗体~~（TPHA）~~定性、梅毒血清反応（STS）定性
HBs抗原精密測定、HCV抗体定性・定量、不規則抗体、HIV－1・2抗体価、ウイルス抗体価（風疹）

2. 乳児健康診査の内容

第1回・第2回　　1件5,350円（消費税を含む）

平成25年度の単価表

平成25年度　愛知県公費による妊婦・乳児健康診査単価表　（名古屋市・豊橋市を除く）

＜妊婦健康診査の内容＞　※本単価表はあくまでも補助額です。　（愛知県医師会作成）

回数	週数(約)	基本健診	超音波	初回血液検査	血算	血糖	GBS	HTLV－1抗体検査	性器クラミジア感染検査	※子宮頸がん	健診料		厚労省の予算	助産所可
1	8週	3,770	5,300	11,600							20,670			
										※	3,360			
2	12週	4,290									4,290			○
3	16週	4,290									4,290	1～5回		○
4	20週	3,770	5,300								9,070	小計		
5	24週	4,290									4,290	45,970	50,000	○
6	26週	4,290									4,290			○
7	28週	4,290									4,290			○
8	30週	3,770	5,300		1,580	1,550		2,290	2,500		16,990			
9	32週	4,290									4,290			○
10	34週	4,290					3,100				7,390			
11	36週	4,290									4,290			○
12	37週	3,770	5,300		1,580						10,650	6～14回		
13	38週	4,290									4,290	小計		○
14	39週	4,290									4,290	60,770	68,000	○
											合計	106,740	118,000	

基本的な妊婦健康診査（第1回～第14回）

・健康状態の把握
・子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査（糖、蛋白）、体重、身長（第1回のみ）の測定
・保健指導（食事指導、生活指導、保健・福祉サービスの支援）

初回血液検査（1回目のみ）

血液型（ABO、Rh）、末梢血液一般、血糖、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応（STS）
HBs抗原精密測定、HCV抗体価、不規則抗体、HIV－1・2抗体価、ウイルス抗体価（風疹）

子宮頸がん

①クーポン券扱いとします。　②１６週頃までに実施して下さい。
③１年以内に子宮頸がんの検査を受けている場合は施行されなくても可とします。

ＨＴＬＶ－１抗体検査・性器クラミジア感染検査

①原則は第８回としますが、主治医の判断でそれ以前に行うことも可とします。
②ただし、国保連合会へ請求するのは第８回としますが、第７回までに検査をし、妊婦の諸事情により他の医療機関へ移り、やむを得ず第７回以前に請求する場合、最終診察の際に請求して下さい。
③第８回の健診票には検査実施日等を明記して下さい。

＜乳児健康診査の内容＞

第１回・第２回　　１件５，３５０円（消費税を含む）